



「青切符」導入！



知っておきたい自転車の交通違反と注意点

■問い合わせ 建設課 ☎ 093-293-1236

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年代の人がさまざまな用途で利用できる、身近で環境にやさしい交通手段。しかし、近年は信号無視や「ながらスマホ」などといった危険な運転による事故やトラブルが後を絶ちません。

こうした状況を受けて、令和8年4月から自転車にも**交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）**が適用され、交通違反に対して反則金が科されることに。

自転車の交通事故とその被害者を減らし、安心・安全な交通社会を実現するために、自転車に乗る人も乗らない人も、一人一人が交通ルールを正しく理解することが求められています。どんなことに気をつければいいのか、確認しておきましょう。

- 青切符制度ってどんなもの？ -

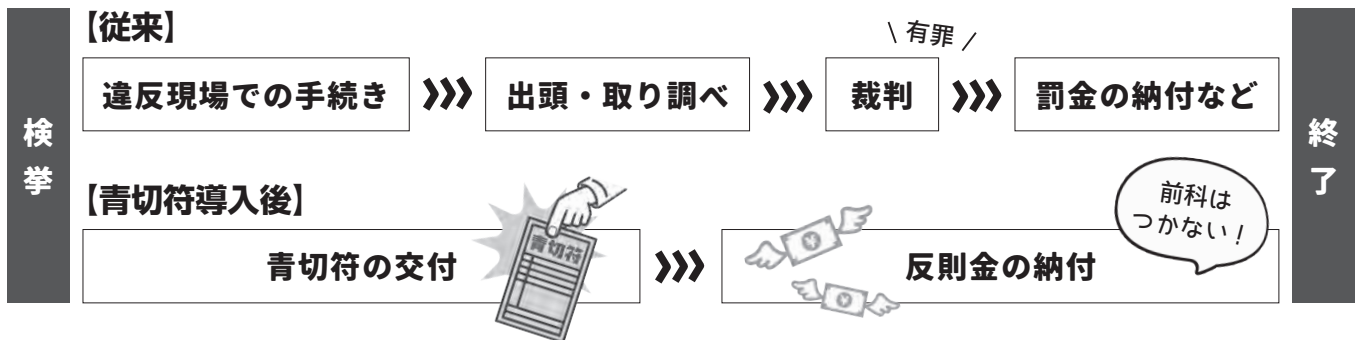
一定の交通違反をした運転者に対して、反則行為とそれに応じた反則金の納付を告知するものです。

その際に発行される、青色の交通反則通告書がいわゆる**青切符**。自転車の青切符制度の対象年齢は16歳以上、**対象となる行為は113種類**に及びます。

違反した場合の手続きを簡略化・迅速化するための仕組みでもあり、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けることなく、違反処理されます。

なお、酒気帯び運転や妨害運転などの**特に重大な違反**は、青切符ではなく、従来どおりに刑事処分の対象となります。

検挙後の手続きと流れ



折尾警察署管内*の自転車事故の状況

※遠賀郡4町・中間市・北九州市八幡西区

■自転車事故はどのくらい起きている？

令和6年度：82件→令和7年度：95件と、年々増加しています。

■どんなときに起きやすい？

通勤・通学によって交通量が増える「8時台」と、帰宅時間帯かつ薄暮れで視界が悪化する「17時台」に起こることが多いです。

■どんな事故が多い？

一時停止を怠ったり、左右確認が不十分なまま走行したりすることによる「出合頭」の事故、スマートフォンの操作などの「ながら運転」による事故、友人同士などの「並進運転」による事故が多く発生しています。



止まれ STOP

一時不停止
～指定場所一時不停止等～
反則金額 **5,000円**

二人乗り
～軽車両乗車積載制限違反～
反則金額 **3,000円**

制度や反則行為・金額の詳細は
福岡県警察ホームページで
確認してください。

ながら運転
～公安委員会遵守事項違反～
反則金額 **5,000円**

携帯電話使用
～携帯電話使用等(保持)～
反則金額 **12,000円**

信号無視
反則金額 **6,000円**

車道右側通行
～通行区分違反～
反則金額 **6,000円**

全てアウト!

自転車安全利用五則

一時停止や左右の安全確認が、出合頭の事故を防ぐ！

ライトや反射器材を備え、運転前に点灯するかを確認！

ヘルメットの着用は努力義務！児童・幼児にも着用を！

自転車乗用中の死亡者の約50%が頭部に致命傷を負っている！

**一．車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先**

二．交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

三．夜間はライトを点灯

四．飲酒運転は禁止

五．ヘルメットを着用

歩道と車道の区別がある道路では**車道(左側)**を通行！

「普通自転車歩道通行可」の標示がある場合は、歩道を通行可能！歩行者の通行を妨げる場合は**一時停止!**

飲酒運転は**特に重大な違反!**青切符は発行されず、刑事処分に!

「知らなかった」で済ませず、みんなが安心して遠賀町にしましょう!

折尾警察署管内では自転車事故の12.4%が重大事故……。自転車も立派な「車両」であり、交通違反は重大な事故につながる可能性があります。

そのためには、青切符の対象となる違反行為を意識することも大切ですが、まずは基本的な自転車交通ルールを徹底することが重要です。

「自転車安全利用五則」の遵守を心がけましょう。

遠賀町建設課
(交通安全担当)
白鳥さん

